

阿見町地域防災計画 総則編 新旧対照表（令和8年10月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由
総則-3	第2節 阿見町の災害環境 1. 自然環境 (3) 気象 (注) 観測期間は、「10 分間」については 2008 年 3 月～20<u>25</u> 年 3 月、その他は 1976 年 3 月～20<u>25</u> 年 3 月である。また、降水量の単位は mm、括弧内は発生した年. 月. 日を示す。	第2節 阿見町の災害環境 1. 自然環境 (3) 気象 (注) 観測期間は、「10 分間」については 2008 年 3 月～20<u>26</u> 年 3 月、その他は 1976 年 3 月～20<u>26</u> 年 3 月である。また、降水量の単位は mm、括弧内は発生した年. 月. 日を示す。	最新の数値を反映
総則-4	2. 社会条件 (2) 人口動態 令和<u>7</u>年4月1日現在、町内の人口は、<u>49,474</u> 人、<u>23,194</u> 世帯で、一世帯あたり人口は約 2.1 人である。最近 10 年間、人口及び世帯数は増加しており、1 世帯あたり人口は<u>やや減少</u>傾向にある。 65 歳以上及び 75 歳以上の高齢者人口の割合は、27.<u>9</u>%及び 15.<u>6</u>%で、県平均 (31.<u>1</u>%、17.<u>0</u>%)、全国平均 (29.<u>2</u>%、<u>16.8</u>%) よりも低い水準である。 (4) 産業 令和<u>元</u>年経済センサス基礎調査によると、町内の事業所数は、第三次産業が約 8 割を占める。	2. 社会条件 (2) 人口動態 令和<u>8</u>年4月1日現在、町内の人口は、<u>50,155</u> 人、<u>23,584</u> 世帯で、一世帯あたり人口は約 2.1 人である。最近 10 年間、人口及び世帯数は増加しており、1 世帯あたり人口は<u>やや増加</u>傾向にある。 65 歳以上及び 75 歳以上の高齢者人口の割合は、27.<u>7</u>%及び 15.<u>9</u>%で、県平均 (31.<u>2</u>%、17.<u>7</u>%)、全国平均 (29.<u>4</u>%、<u>17.3</u>%) よりも低い水準である。 (4) 産業 令和<u>6</u>年経済センサス基礎調査によると、町内の事業所数は、第三次産業が約 8 割を占める。	
総則-5	(7) ライフライン 町内の上水道の普及率は <u>88.6</u>%（令和 <u>5</u> 年 4 月）、公共下水道の普及率は <u>72.1</u>%（令和 <u>5</u> 年 4 月）である。また、農業集落排水や浄化槽等も含めた生活排水処理普及率は <u>97.0</u>%（令和 <u>5</u> 年 4 月）である。	(7) ライフライン 町内の上水道の普及率は <u>90</u>88.76%（令和 <u>85</u>5 年 4 月）、公共下水道の普及率は <u>75</u>2.61%（令和 <u>85</u>5 年 4 月）である。また、農業集落排水や浄化槽等も含めた生活排水処理普及率は <u>98</u>7.30%（令和 <u>85</u>5 年 4 月）である。	

阿見町地域防災計画 総則編 新旧対照表（令和8年10月修正）

該当ページ	修正前	修正後	修正理由																
総則-13	第4節 防災関係機関の業務大綱等 第2 各機関の業務大綱 4. 指定地方行政機関 <table><tr><th>名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>関東地方測量部</td><td>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	名称	事務又は業務の大綱	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視							第4節 防災関係機関の業務大綱等 第2 各機関の業務大綱 4. 指定地方行政機関 <table><tr><th>名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>関東地方測量部</td><td>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視 (4) 災害教訓の伝承に関する</td></tr><tr><td>関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）</td><td>(1) 被災者への生活支援情報の提供に関する (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関する (3) 特別行政相談所の開設に関する</td></tr></table>	名称	事務又は業務の大綱	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視 (4) 災害教訓の伝承に関する	関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）	(1) 被災者への生活支援情報の提供に関する (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関する (3) 特別行政相談所の開設に関する	県地域防災計画の内容を反映
名称	事務又は業務の大綱																		
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視																		
名称	事務又は業務の大綱																		
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視 (4) 災害教訓の伝承に関する																		
関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）	(1) 被災者への生活支援情報の提供に関する (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設に関する (3) 特別行政相談所の開設に関する																		